

学芸員論覚書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学学芸員養成課程 公開日: 2019-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 矢島, 國雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20561

学芸員論覚書

矢島 國雄*

1. 学芸員という用語

「学芸員」という博物館専門職をさす用語は、1951年に博物館法に採用されたものであることは周知のことである。この用語のものは、おそらく東京教育博物館の職制が整えられた大正13年に採用された「学芸官」にあり、昭和17年に「学芸員」という用語を採用した日本赤十字社参考館の用例が最初であろう。

東京教育博物館は官立であることから「学芸官」となったのであろうし、日本赤十字社参考館のほうは、いわゆる官立ではないことから「学芸員」としたものであろう。このいずれにも棚橋源太郎が関わっていることから、「学芸官」「学芸員」という用語そのものも棚橋による造語であろう。

2. 博物館法

博物館法制定に当たって、その専門職員を制度化し、国家資格としたのは、学術的な基礎の明らかな教育的な意義のある博物館とするために必要と考えてのことであったと思われる。これから作られる博物館を単に人々の好奇心を刺激するのみで社会教育的な意味のないものや、一部の好事家にしか向いていないようなものとしないうためのことであったと推測される。無論のこと、欧米の博物館にはCuratorという専門職のあることも承知していて、これに沿ったものとしようという意図も明らかにあったといえる。

これらの欧米のCurator達は、棚橋がそ

の著書でも触れているように、「大学や高等専門学校教授級の者」で、大学院修士課程終了以上で学位を持つものが多数いるといったことも承知していたはずである。しかしながら、学芸員の制度化に当たり、資格基礎を学部卒としたのは、当時の我が国の高等教育の状況から大学院資格とすることには無理があったと思われる。この判断は妥当であったといわざるを得ない。昭和30年代までは、中卒で就職する者たちも多く、大学進学者は少数であった。いわんや大学院となれば、さらに少なかった。高校教員でさえ、大学院修士課程修了者はごく少数であった。

博物館法の制定によって、我が国の博物館作りが進展したのは確かであるが、国立博物館を除外したものとならざるを得なかったことによって、包括法とはならなかったことから、国立博物館が学芸員制度を採用せず、また、公私立の博物館で、登録博物館となったものにしか学芸員を置くことが義務付けられなかったことから、学芸員という専門職の意味やその社会的地位、認知度が低いまま推移したということができる。

最近でこそ、新聞やテレビで「学芸員」という職名が使われ、多くの人たちが「ああ、博物館の人ね」と認知してくれるようになったが、我が国の博物館数が1000館を超えた昭和40年代の後半ですら、「学芸員」という職の存在を知る人たちは、なお少なかったといつてよい。

昭和48年、公立博物館の設置及び運営に

*明治大学文学部 教授

関する基準（いわゆる 48 基準）が公布されたことによって、公立博物館における学芸員数の改善は見られたとはいえるが、これ以後に新設された公立博物館が、この職員数以外については基準以上の充実を見たのに対して、学芸員数に関する限り、基準を下回るものでしかなかったことは明らかで、以後もその状況の改善は見られないまま、むしろ悪化しているとの指摘もある。

現在の我が国の博物館総数は約 5700 館であるが、そのおよそ 8 割が博物館法の外に作られた博物館なのである。これでは博物館法はあって無きが如しといっても過言ではない状況である。登録の条件がそれほど厳しいわけではないにもかかわらず、公立博物館の場合には、教育委員会所管でなければならないという縛りのためでもある。いまひとつは、登録によるメリットがほとんどないということも、面倒な手続きを省かせる要因となっているし、文化庁による公開承認施設であれば、登録博物館である必要もなく国宝・重文の展示ができるということもある。

3. 学芸員論の課題

2008 年の博物館法改正時にも、このことは大きな課題となり、登録博物館制度と学芸員制度をどのように改革するのかが議論の焦点となったものの、関係諸法令までの改正などの壁があって、制度上の大きな改正は見送られる形となったことは記憶に新しい。

この改正法案の議決に際し、国会が博物館登録制度の早急な見直しを付帯決議して注文を付けたが、その後の動きは必ずしもはかばかしいものではなかったといえる。

ところが、この数年、日本学術会議や日本博物館協会が博物館法の問題を取り上げ、いくつもの議論が行われてきたし、昨年来、文部科学省の機構改革、文化庁の機構改革、文化財保護法の改正などが次々行われる中で、改めて博物館法の抱える諸問題が議論される

事態となってきた。

課題は現行法の根幹である登録制度と学芸員制度の見直しということに尽きる。

前者に関しては、教育委員会所管という縛りをどうするかという問題の一つは集約される。博物館というものの性格を考えれば、教育委員会所管がふさわしいと考えられるものの、現実には他部所の所管する博物館が多数存在し、それが、実際に登録博物館同等もしくはそれ以上の充実した活動を展開しているにもかかわらず登録できないということはどう処理するのかという課題である。また、現行法では公立博物館の場合、登録博物館とする具体的なメリットは無いに等しいことから、登録博物館にするインセンティブをどう制度化するのも課題となる。各種の補助金等の優先配分などが議論されることになる。

また、社会教育機関としての位置づけはあっても、研究機関としての位置づけがあまりないままになっていることから、科学研究費を申請できる機関としての博物館数が限られていることも課題で、登録博物館が認定研究機関となることができれば、学芸員が研究者として認定され、科学研究費の申請ができ、外部資金をも取り込んで研究推進ができることになる。

学芸員制度についても課題は多い。

博物館側が考える学芸員の資質や要件は、国立や大規模県立等の博物館の場合と地域の小規模博物館では相当に異なっているのが実際である。また、館種よっての差異もあるように思われる。一方、養成側の大学に関しても、教員の質量や教育施設設備等のばらつきは大きいと言わなければならないし、博物館現場の求めるような実務的な訓練を行えるかと問われれば、非常に困難であるとはか言えないのが実情である。

そもそも課程教育で、何をどこまで実現するのかということに関して、博物館側、養成側の双方が明確なコンセンサスを有している

のかという問題がある。

学芸員問題は、日本国内のみを見て考えるのか、また国際的な博物館専門職に関するグローバル・スタンダードも視野に入れて考えるのかということも、もう一つの問題としてある。いうまでもなく、欧米の博物館先進国では、博物館専門職の分化が進んでおり、それぞれの専門に応じた養成システムが整っており、それらが総じて大学院修士課程相当の位置づけである。つまり、このことをどのように考えるのかということである。一方で、様々な博物館活動を少数の専門職員でこなし、雑芸員と自称する（自嘲的である場合もあるが、むしろ日本的な実情から積極的に雑芸員であることを誇る場合をここでは指す）ように、研究と同時に展示や教育の両方に軸足を置く学芸員という現在の在り方を積極的に評価し、日本における博物館専門職員としての在り方としていくのかということである。

国立や大規模博物館の場合は、グローバル・スタンダードに近い体制や専門職員構成

となっている場合もあり、ここでは現行の学芸員養成制度では、十分な高度専門職員養成とは言えないとする意見が強い。実態としては、学芸員資格の有無より、研究経歴や実績評価によって職員採用が行われている。

一方、地域の小規模な歴史民俗系や総合系、美術系の博物館では、そもそも自治体規模からしても48基準の示した博物館に6人もの学芸員、学芸員補を置くことは現実的に無理であったし、多くは1～2名、それも兼務で学芸員を務めているような事例がきわめて多いという実態がある。ここではグローバル・スタンダードはほとんど意味をなさないといえるであろう。現行の様な博物館活動全般にわたって仕事のできる雑芸員（学芸員）こそが必要な博物館ということになる。

この問題についての私自身の結論は依然として出せないままでいるが、上の両者をどうにかして融合させた資格制度とその養成制度を実現できないものかと考えている。

A Memorandum on the Discussion about the Concept of *Gakugei-in*

YAJIMA Kunio

Recent days, there is a lively discussion on about *Gakugei-in* (the name for museum profession in Japan), at an argument for an amendment of Japanese museum act. In this short essay, I would propose that it should be the best way to fuse the grovel style's differentiated professions and the Japanese style's mixed professions for the new certification of Japanese museum profession.